

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2018-006

申立人：X

申立人代理人：弁護士 堀田 裕二

被申立人：公益社団法人日本カヌー連盟（Y）

被申立人代理人：弁護士 大胡 誠

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求をいずれも棄却する。
- 2 仲裁申立料金 54,000 円は、双方半分の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

1 事案の概要

(1) 当事者

申立人は、愛知県カヌー協会に所属するカヌーオーシャンレーシングの競技者である。

被申立人は、カヌー競技の国内統括団体である公益社団法人である。

(2) 請求の趣旨及び答弁

本件は、申立人が、被申立人の 2018 年 7 月 25 日付選考委員会における、申立人をカヌーオーシャンレーシングワールドカップポルトガル大会（以下「本件ワールドカップポルトガル大会」という。）における日本代表選手として承認（選考）しない決定（以下「本件決定」という。）を取り消すこと（請求の趣旨（1））、申立人を本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手として選考すること（請求の趣旨（2））、及び、申立費用の被申立人負担（請求の趣旨（3））を求めた事案である。

これに対し、被申立人は、いずれの請求も棄却する旨を答弁した。

2 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

申立人は、請求を基礎づける理由として、以下のとおり主張した。

①2018年度世界大会派遣選手選考基準（以下「選考基準」という。）について

申立人は、本件ワールドカップポルトガル大会を含む2018年度におけるワールドカップ等の世界大会（以下「2018年度世界大会」という。）の選考基準に関し、以下のとおり主張した。

(ア) 2018年6月9日～10日、2018年度世界大会の海外派遣選手を派遣するための大会である「2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会兼平成30年度 OCEAN RACING 海外派遣選手選考会」（以下「本件選考会」という。）が開催された。本件選考会の開催要領には、海外派遣について、「この2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会の成績（着順・タイム）により、2018年度 OCEAN RACING 世界選手権大会、及びワールドカップ等の日本代表選手選考を実施する。尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」と記載されていた。

(イ) 2018年6月9日、本件選考会に先立ち行われた監督会議において、被申立人のAから、申立人を含む参加者に対し、以下の選考基準が告知された。

- i. 参加目標タイム（10,000メートルにおいて男子70分以内）をクリアすること
 - ii. 参加目標タイムをクリアした選手の中から、ワールドカップに出場したい選手について意向調査を行い、希望者がワールドカップの出場枠を超える場合には、本件選考会における着順により決定されること
- なお、Aは、被申立人から選考基準の策定について一任されており、上記選考基準は、被申立人の承諾に基づくものである。

(ウ) 申立人は、本件選考会において参加目標タイムをクリアし、下記②のとおり、被申立人からAを通じて、2018年度世界大会の日本代表選手に選定するとの内定を受けていた。

(エ) ところが、申立人は、被申立人から、被申立人の選考委員会において申立人を本件ワールドカップポルトガル大会を含む2018年度世界大会の日本代表選手として承認（選考）しない旨の本件決定がなされたという連絡を受けた。

(オ) このため、申立人は、代理人を通じて、被申立人に本件決定の取消しと本件決定の理由の開示を求めたが、これに対して、被申立人は、申立人

のレースのタイムが遅く、槽力が日本代表選手として送り出すことには足りないこと、この程度の槽力では荒れる外洋での競技には安全に不安があることなどという選考基準にない理由を示し、選考委員会の承認を得られなかったと回答した。

このように、選考基準にない恣意的な基準により選考が行われたことは明らかであり、被申立人は、申立人について、自ら作成した選考基準に合致しているにもかかわらず恣意的な判断で代表選考を行ったものである。

②2018 年度世界大会の選考権限について

申立人は、2018 年度世界大会の選考権限に関し、以下のとおり主張した。

(ア) 申立人が本件選考会において選考基準である参加目標タイムをクリアしたことから、2018 年 6 月 21 日に開催された被申立人の常務理事会において、申立人を 2018 年度世界大会の日本代表選手に選定する旨が報告され、その選定が内定した。

(イ) 被申立人の常務理事会の上記決定に基づいて、申立人は、A から、2018 年度世界大会の日本代表選手として内定した旨の連絡を受けた。

(ウ) ところが、その後、申立人は、被申立人から、被申立人の選考委員会において申立人を 2018 年度世界大会の日本代表選手として承認（選考）しない旨の本件決定がなされたという連絡を受けた。

このように、申立人は、被申立人の常務理事会の上記決定により、2018 年度世界大会の日本代表選手に既に選定されており、あとは複数存在するワールドカップのうちどの大会に出場するかを調整することのみが残されている状況であった。しかし、その後、申立人は、被申立人から、本件ワールドカップポルトガル大会を含む 2018 年度世界大会の日本代表選手として承認（選考）しない旨の本件決定がなされたという連絡を受けたものである。

以上のとおり、本件決定は、2018 年度世界大会の日本代表選手に既に選定された申立人に対し、選考基準として示されていなかった恣意的な基準により事後的に日本代表選手として承認（選考）しないことを決定したものである。

(2) 被申立人の主張の要旨

被申立人は、本件決定に関し、以下のとおり主張した。

①2018 年度世界大会の選考基準について

被申立人は、2018 年度世界大会の選考基準に関し、以下のとおり主張した。

(ア) 選手基準などの本質的な事項については被申立人の常務理事会等で行わなければならない。また、本件選考会の現場での適宜の対応を求められる内容については、本件選考会の主管委員会である「SUP&新種目委員会」

の判断に委ねられていた。なお、「SUP&新種目委員会」の委員長は、Bであった。

- (イ) 選考基準は、本件選考会の開催要項の「14. 選考」に記載されている「(1) 2018年の OCEAN RACING 海外派遣選手選考は、シニアの男女のみとする。(U23 及びジュニアの選考は来年度以降で検討する) (2)選考は総合順位の上位順にて、以下の派遣対象レースへの参加意思のある選手より選考をする。(大会終了後に意向調査を実施)」であり、本件選考会開催時において既に明示されている。
- (ウ) 開催要項を作成した当時、派遣対象であるポルトガルやタヒチの大会の開催要項が未公表であったことから、本件選考会までにそれが明らかになればその内容を説明することを予定して、本件選考会の開催要項には、「尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」と記載していた。「参加目標タイム」は、あくまでも本件選考会に関する参加資格の参加目標タイムであることは開催要項の記載から明らかであり、2018年度世界大会の選考基準ではない。
- (エ) 「SUP&新種目委員会」の委員長である B は、クレーム処理対応で監督会議に出席することができず、監督会議に出席した A には、監督会議において、台風の影響により競技の距離が変更される可能性があること等を参加選手に周知するよう指示したにとどまる。

このように、監督会議において A が申立人を含む参加者に説明したとする選考基準は、被申立人が決めたものではなく、A が権限外で告知したものである。

②2018年度世界大会の選考権限について

被申立人は、2018年度世界大会の選考権限に関し、以下のとおり主張した。

- (ア) 被申立人においては、一定の選考基準に基づいて、被申立人の主管委員会が選考にかける選手を被申立人の常務理事会内の選考委員会に推薦し、当該選考委員会が被推薦者の中から日本代表選手を選考することになっている。本件選考会に関しては、主管委員会である「SUP&新種目委員会」の推薦（その中に申立人が含まれていた。）を受けて、選考委員会が、日本代表選手として送り出せる漕力や選手の安全確保等を考慮して、選考を行ったものである。
- (イ) 2018年6月21日に開催された被申立人の常務理事会においては、本件選考会の報告がなされたのみであり、2018年度世界大会の日本代表選手について具体的な審議はなされておらず、申立人を本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手として選定することを内定した事実はない。
- (ウ) A は、本件選考会の主管である「SUP&新種目委員会」のメンバーではなく、開催要項に従って会場運営を行う事務を委ねられたのみであって、

日本代表選手を選考する権限はない。

このように、本件ワールドカップポルトガル大会を含む2018年度世界大会の選考権限は被申立人の常務理事会内の選考委員会にあり、Aのみで日本代表選手を選考することはできない。

以上のとおり、本件決定は、被申立人がその権限に基づいて適切に行ったものであるから、申立人の請求はいずれも棄却されるべきである。

3 本件スポーツ仲裁パネルの判断

(1) 請求の趣旨(1)について

競技団体の決定の取消しが争われたスポーツ仲裁における仲裁判断基準として、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである。」と判断されており、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えられる。

本件においては、このうち、①及び②が問題になると考えられる。

ア 2018年度世界大会の選考基準について

2018年度世界大会の選考基準について、申立人は、本件選考会の開催要項には「尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」と記載されているため、2018年6月9日に行われた本件選考会に先立つ監督会議において、Aから申立人を含む参加者に対して告知された(i)参加目標タイム(10,000メートルにおいて男子70分以内)をクリアすること、及び、(ii)参加目標タイムをクリアした選手の中から、ワールドカップに出場した選手について意向調査を行い、希望者がワールドカップの出場枠を超える場合には、本件選考会における着順により決定されることが選考基準であると主張する。しかし、日本代表選手の選考基準の設定は、被申立人が組織として決定すべき事項であるところ、関係証拠によれば、Aが申立人を含む本件選考会の参加者に告知したとする選考基準は、被申立人が組織として決定したものと認めることは困難である。そうすると、2018年度世界大会の選考基準は、本件選考会の開催要領に記されていた、「この2018 OCEAN RACING 全日本選手権大会の成績(着順・タイム)により、2018年度 OCEAN RACING 世界選手権大会、及びワールドカップ等の日本代表選手選考を実施する。選考は総合順位の上位順にて、以下の派遣対象

レースへの参加意思のある選手により選考をする。(大会終了後に意向調査を実施)」であり、順位、タイム及び選手の意思を判断要素として選考されるものというべきことになる。

この点について、関係証拠によれば、カヌーオーシャンレーシングという海上でレースを行う競技の性質上、風の強さや波高等のコンディションがレースのタイムに与える影響が大きく、代表選手の選考に当たってタイムを設定することは難しいという事情が存在することが認められる(このタイムを設定した場合、選手選考会当日のコンディションの如何によっては、当該タイムを満たす選手が一人もいないという事態が発生することがあり得る。)。そのため、本件選考会の開催要項に、代表選考に関する具体的なタイムの設定がなかったとしても、不合理ではない。また、関係証拠によれば、本件選考会における申立人の順位は、本件選考会の男性参加者 5 名のうち、最下位である 5 位であり、そのタイムは、1 位であった選手から約 19 分、4 位であった選手のタイムから約 16 分それぞれ遅れるものであり、相対的に芳しいものではなかったと認められる。海上において危険を伴うレースであることも踏まえると、そのような状況において、被申立人が、申立人の当該順位及びタイムから、選考委員会において、日本代表選手としての潛力や選手の安全を考慮して、申立人を日本代表選手に選定しなかったことは、選考基準に反するものではなく、また、恣意的な判断であるとはいえない。

したがって、本件決定は、被申立人の規則に違反しているとはいえず(上記①)、また、規則に違反していないとしても著しく合理性を欠く事情が存在することも認められない(上記②)。

イ 2018 年度世界大会の選考権限について

申立人は、2018 年 6 月 21 日に開催された被申立人の常務理事会において、申立人を 2018 年度世界大会の日本代表選手に選定する旨が報告され、その選定が内定した旨を主張する。しかし、関係証拠によれば、当該常務理事会において、本件選考会の結果が報告されたことは窺われるものの、申立人を 2018 年度世界大会の日本代表選手に選定することが決定された事実を認定することは困難である。

日本代表として海外で行われるワールドカップに派遣する選手を選考する権限は、競技の国内統括団体としての被申立人に属するものであり、被申立人が選考基準及び選考権限を、本件選考会をいわば事務方としてサポートしていた A のみの判断に委ねていたと考えることは困難であり、A が当該選考を行うことができたとする申立人の主張は採用できない。

したがって、この点からも、被申立人の選考委員会による本件決定は、被申立人の規則に違反しているとはいえず(上記①)、また、規則に違反していない

としても著しく合理性を欠く事情が存在するとも認められない（上記②）。

以上のとおり、請求の趣旨（1）は棄却する。

(2) 請求の趣旨（2）について

上記のとおり、本件決定の取消しを求める請求の趣旨（1）は棄却すべきであるから、被申立人に申立人を本件ワールドカップポルトガル大会の日本代表選手として選定することを求める請求の趣旨（2）も棄却を免れない。

(3) 請求の趣旨（3）について

申立人による請求の趣旨（1）及び（2）は認められないが、本件紛争を招いた原因は、被申立人にも存在するといわざるを得ない。すなわち、本件選考会の開催要項には、「尚、派遣選手選考の詳細に関しては、監督会議時に発表する。」と記載されているにもかかわらず、本件選考会の主管委員会である「SUP&新種目委員会」の関係者は、監督会議の席上に立ち会わず、監督会議における派遣選手選考に関わる説明を権限のないAに行わせている。また、開催要項における選手選考に関する記載が明確かつ詳細なものであれば、本件紛争の発生を防ぐことは可能であったと考えられる。これらの点を考慮すると、申立人に仲裁申立料金を全額負担させることは公平であるとはいえないため、その半額は被申立人の負担とする。

4 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2018年8月26日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 浦川 道太郎